

令和3年第4回(定例)  
須恵町議会会議録

令和3年12月7日

令和3年12月10日

令和3年12月15日

議会事務局

# 目 次

## 第 1 号 ( 12 月 7 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	3
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町 長 諸 報 告	4
議 会 報 告	7
議案第 65 号	8
議案第 66 号	9
議案第 67 号	9
議案第 68 号	10
議案第 69 号	11
議案第 70 号	13
議案第 71 号	14
議案第 72 号	15
議案第 73 号	16
散 会	17

## 第 2 号 ( 12 月 10 日 )

議 事 日 程	18
本日の会議に付した事件	18
出 席 議 員	18
欠 席 議 員	18
議会事務局職員出席者	18
説明のため出席した者	19
開 議 宣 言	20
議案第 68 号	20
議案第 74 号	21
10 番 議員 猪谷 繁幸	22
11 番 議員 田ノ上 真	25

3番 議員 稲永 辰己	30
14番 議員 今村 桂子	34
散 会	41

第 3 号 ( 12 月 15 日 )

議 事 日 程	42
本日の会議に付した事件	42
出 席 議 員	43
欠 席 議 員	43
議会事務局職員出席者	43
説明のため出席した者	43
開 議 宣 言	45
議案第 65 号	45
議案第 66 号	47
議案第 67 号	48
議案第 69 号	49
議案第 70 号	51
議案第 71 号	52
議案第 72 号	53
議案第 73 号	54
議案第 74 号	54
発議第 7 号	55
発議第 8 号	56
議案第 75 号	57
議案第 76 号	58
議案第 75 号	59
議案第 76 号	60
委員会の閉会中の継続調査について	61
議員の派遣について	61
追加日程第1 一般質問の一部答弁保留による町長の答弁について	62
閉 会	63

議事日程(第1号)

令和3年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例  
日程第 7 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について  
日程第 8 議案第68号 財産の取得について  
日程第 9 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第10 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第11 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第13 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例  
日程第 7 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について  
日程第 8 議案第68号 財産の取得について  
日程第 9 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)  
日程第10 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
日程第11 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第13 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聡志
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今年最後の定例会となりましたので、議員の皆様の慎重審査よろしくお願ひいたします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、令和3年第4回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあつておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和3年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

11月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は9件で、ほかに町長諸報告5件、閉会中の議会組合報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委員会1件でございます。

会期は、本日12月7日から15日までの9日間で、8日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、文教厚生委員会、10日午前9時から中本会議及び一般質問、終了後、全員協議会、13日午前10時から常任委員会、15日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

なお、8日の文教厚生委員会は、議案第68号の付託によるもので、取り急ぎの案件のため10日の中本会議で採決し、可決となれば町長からの追加議案の提出を受け、日程の追加を予定しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長、ちょっと訂正、あの町長の諸報告は4件でございます。よかったですか、4件で、町長諸報告4件になっています。ちょっと訂正してください。

○議会運営委員長（三上 政義） 申し訳ございませんでした。先ほど、町長諸報告、私5件と申しましたけども、4件でございますので、訂正のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもって、議会運営委員会の報告を終わります。

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月15日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月15日までの9日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会を招集いたしましたところ1名の病欠の議員さんいらっしゃるということでございますけども、無事開催できること、この場を借りて御礼を申し上げます。

町長諸報告に入る前に、臨時議会の際に議長からも申されましたけども、須恵町のJLPGA選手、三ヶ島かな選手が50名——2年間を通した長丁場の最終のトッププロ50名の中で優勝された。これは、今までの歴史の中で、最終戦で初優勝というのは6名しかいらっしゃらないと。福岡県では初めての優勝者ということで、顕彰に値するという事で縦断幕の用意をさせていただきましたし、できれば2月の広報で表紙を飾りたいなと思って、今、準備をしておりますので、広く彼女の活躍をこれからも支えてまいりたいと思います。

それでは、町長諸報告のほうに入らせていただきます。

#### **新型コロナウイルスワクチン接種事業の今後について**

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業の今後についてでございますけども、須恵町は1回目、2回目の接種完了を11月末として、集団及び個別接種を実施してまいりました。その結果、12歳以上の接種対象者の接種率は、1回目の接種率は約83%、2回目の接種を終えられた方は約80%となり、希望する方への接種をおおむね完了とし、集団接種は11月末をもって一旦終了いたしました。

まだ、1回目、2回目の接種が完了していない方や、12歳の誕生日を迎え新たに接種の対象となった方に対しましては、継続して個別接種にて接種機会の提供をしてまいります。

さて、12月から始まった追加接種、第3回接種につきましては、2回目の接種完了した全て

の方を対象としております。18歳以上の方に対する追加接種としてファイザー社ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、まずは18歳以上の方に対し接種を開始し、接種間隔は2回目接種完了から原則8か月以上として、1回接種を行い、期間は令和4年9月30日までとしております。

しかしながら、本日の新聞報道でもありましたように、政府の決定は流動的でありまして、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

ワクチンの接種は、当面は薬事承認されておりますファイザー社ワクチンを使用いたしますけれども、国が示す須恵町へのワクチン納入予定では、ファイザー社及びモデルナ社が予定されており、複数接種のワクチンを取り扱うことが想定されます。よって、接種会場では、ワクチンを混同することがないように工夫をする等十分注意し、間違い接種が起きないように安全なワクチン接種を進めてまいります。

本町の追加接種予定は、来年1月中旬頃から町内医療機関にて医療従事者の方に対して接種を開始し、一般の方は、2回目接種完了が早い方で6月末ごろのため、来年3月上旬から集団接種の再開を検討しております。個別接種においては、須恵町医師会と協議しながら開始時期を決めてまいりたいと考えております。

接種券の発送は、2回目接種完了後8か月を迎える頃に、町から対象者の方に順次発送いたします。

また、国が検討しております5歳以上11歳以下の小児への接種対象拡大につきましては、2回接種することを前提に実施体制及び接種実施医療機関等の確保が求められるため、接種可能となった場合に対応していきたいと考えております。

追加接種及び小児に対する接種に関しましては、まだ未確定な部分もありますが、国の方針に柔軟に対応しながら、町民の方が安全に接種できるよう接種体制の構築に努めてまいります。

#### **県道筑紫野・古賀線須恵中央交差点改良工事について**

次に、県道筑紫野・古賀線改良事業について、御報告させていただきます。

県道筑紫野・古賀線の道路改良事業の現在の状況は、宇美町境の新原工業団地入口から須恵中央交差点までの区間において、道路拡幅に必要な用地買収が着々と進められております。また、須恵中央交差点から甲植木の平原交差点までの区間につきましては、道路詳細設計並びに用地測量が令和4年度に完成する予定でございます。

そのような中で、県道拡幅に伴う須恵中央交差点につきましては、交差点改良工事に必要な用地のうち主要な部分の用地が令和2年度に取得が完了したため、町としましては、須恵中央交差点の改良工事を県の道路拡幅計画の順序を前倒しして喫緊に工事着手できないものかと、今年の8月に県土整備部へ緊急整備要望を行っております。

皆さんも御存じのとおり、須恵中央駅前には慢性的な交通渋滞によって、救急車等、緊急車両の走行への支障や地域住民の生活環境の悪化、さらに利用者の円滑な交通の阻害など、利用者に対し大変御不便をおかけしております。このような現状課題を県庁職員並びに吉松前県議会議長を初め、自民党県議団の皆様にご理解をいただき、令和3年11月から道路拡幅部分について工事着手のためのボーリング調査を実施中であります。

なお、須恵中央交差点改良工事につきましては、令和4年1月に着手していただくことになりました。ボーリング調査後は、地盤改良工事、擁壁設置工事、そして舗装工事へと進み、信号機や道路照明灯が新設置され、令和5年度——令和6年の3月25日のことですが——完了を目指してお願いしております。

須恵中央交差点改良工事が完了しますと、筑紫野・古賀線には、右折レーン、直進レーン、左折レーンの3車線が双方に、須恵中央駅から役場方面に向かっている県道志免・須恵線も右折レーン、直進レーン、左折レーンの3車線が整備されます。

町といたしましては、念願の慢性渋滞の緩和対策でございます。引き続き、県の円滑な事業促進ができるよう全面的な協力体制を確立し、対処する所存でございます。

なお、引き続き、宇美町側からも必要な用地取得が完了次第、工事発注予定であります。

いよいよ本格的な拡幅工事が進んでまいりますので、町民皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について**

次に、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてでございます。

今年の9月1日に国はデジタル庁を発足し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年ですくりに上げることを目指しております。

政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、自治体においては自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

今後、自治体として須恵町として取り組まなければならない課題といたしましては、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進——RPAとは人間がコンピューター上で行っている定型作業をロボットで自動化することです。テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底などがございます。

須恵町におきましては、まずは、情報収集や課題解決に向けた推進体制の構築を行い、このデジタル化の波に乗り遅れることなく行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

## 職員の給与改定等に関する取扱いについて

最後に、職員の給与改定等に関する取扱いについてでございます。

政府は、一般職の国家公務員の給与について、令和3年8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告が行われ、人事院勧告どおりに期末手当の支給月数を引き下げることを内容とする公務員の給与改定方針を決定いたしました。

しかしながら、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮し、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとされ、地方公務員の令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されております。通常であれば、令和3年12月の期末手当から引き下げるということになるわけでございますけれども、須恵町におきましても国からの要請に従い、令和4年6月の期末手当からの減額することで調整を行う方針でございます。

国からの通知時期が未定ではありますが、関連の条例改正につきましては、今のところ令和4年3月議会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、4件でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和3年11月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回臨時会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、選挙案第1号、議長の選挙については、指名推選により、宇美町の白水英至氏が当選しました。

日程第6、選挙案第2号、副議長の選挙については、福岡市の森壮太郎氏が当選しました。

日程第8、議案第5号、監査委員の選任については、私、須恵町の川口が全員賛成で選任され

ました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

---

### 日程第5. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。

それでは、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日から施行されたことに伴い当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、6本の条例につきまして、押印をするよう定めている文言を削るものです。その他字句の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第6. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町消防団条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、消防団員の報酬等の基準の策定等に基づき、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、報酬を年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬額は団員については年額3万6,500円を標準とし、団員より上位階級については、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるものです。出動報酬額は、災害に関する出動については一日当たり8,000円とし、災害以外については標準額と均衡の取れた額となるよう定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第7. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） おはようございます。

議案第67号財産の無償譲渡及び貸付けについてでございます。

財産を無償譲渡し貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本

議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、アザレア幼稚園並びにれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の備品一式。

無償譲渡する日、令和4年4月1日。

貸付けする財産、アザレア幼稚園は、土地が福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地521、地目、雑種地、面積、4,792平方メートル。

建物の所在は、土地と同様です。

構造、鉄筋コンクリート造2階建て。面積、2,989.81平方メートル。

れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、土地が、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地、地目、学校用地、面積、6,602平方メートル。

建物の所在は、土地と同様です。

構造、木造平屋建ての園舎及び木造2階建て倉庫。面積、2,100.99平方メートル。

貸付けの期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間です。

貸付けの価格、アザレア幼稚園は、土地無償、建物が月額50万円。れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、土地無償、建物が月額30万円。

無償譲渡及び貸付けの相手方は、アザレア幼稚園が、社会福祉法人未来福祉会、所在地が福岡県古賀市花見南2丁目13番13号、代表者は、理事長、薄秀治。

れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、社会福祉法人豊和福祉会、所在地が福岡県福岡市東区下原2丁目22番3号、代表者は、理事長、薄和哉。

提案理由として、アザレア幼稚園並びにれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、運営法人が安定的な保育事業の提供ができるように備品一式を無償譲渡し、土地及び建物を貸し付けるため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第67号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第8. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第68号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案第68号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、イオンクラスター、除菌脱臭装置46台。

取得の方法、指名競争入札。

取得価格、932万8,000円。

契約の相手方、福岡県飯塚市川津693番地47、株式会社直方建材、代表取締役、杷野秀治。

提案理由として、新型コロナウイルス感染防止対策として、イオンクラスターを小中学校及び幼稚園等に設置することで、感染拡大のリスクを低減し、継続した保育、教育活動を実施するために提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億4,430万5,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第

1 表歳入歳出予算補正による。

第2条で債務負担行為の追加は、第2表財務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金や障害児入所給付費国庫負担金などで4,847万2,000円の増額補正。2項国庫補助金は、個人番号カード交付事務費国庫補助金や児童手当制度改正実施円滑化事業費国庫補助金で377万9,000円の増額補正。

15款1項県負担金は、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金などで2,332万5,000円。2項県補助金は、子ども医療費県補助金や重度障害者医療費県補助金などで919万3,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払い収入で3,834万円の増額補正。

17款1項寄附金は、篤志寄附金で120万7,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で1億629万7,000円を増額補正。

20款3項雑入は、全国自治協会建物災害共済金117万2,000円を増額補正しています。続いて3ページ、歳出です。

今回の補正は、まず各費目全体といたしまして、人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正といたしまして、2款1項総務管理費は、庁舎補修工事請負費や契約管理システム、競争参加申請受付システム共同利用負担金などで3,449万1,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険給与費等繰出金などの減額がございますが、国民健康保険その他繰出金や重度障害者医療費、後期高齢者医療療養給付費負担金、障害者支援費自立支援給付費の増加により1億4,239万円の増額補正です。

3款2項児童福祉費は、保育所等運営費国庫負担金償還金や子ども医療費、子ども発達相談事業等により4,905万5,000円の増額補正。

4款1項保健衛生費は、住民検診事業など1,216万5,000円の増額補正。

10款2項小学校費は、小学校施設設備維持管理事業などで305万2,000円の増額補正。3項中学校費は、中学校施設設備維持管理事業で378万2,000円の増額補正です。

4ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費は、文化財保護事業などで341万3,000円の増額補正。

11款1項農林水産施設災害復旧費は、時間外手当350万円を増額補正しています。

続いて、5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、1、追加で6件ございます。表の2行目、改正個人情報保護対応支

援業務委託は、令和3年度から令和4年度まで、その他5件は、4月の当初からの契約となり3月までに入札等、契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものです。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます、よって、議案第69号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

#### 日程第10. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,561万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,932万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。次の2ページをお願いいたします。歳入です。

4款1項県補助金600万円の増額補正は、歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金1,961万3,000円の増額補正は、給与費等繰入金の減額と普通交

付金の超過交付返還によるその他一般会計繰入金の増額によるものです。

続いて3ページ。歳出でございます。

1款1項総務管理費1,072万3,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う人件費の減額です。

2款保険給付費1項療養諸費600万円の増額補正は、療養費の決算見込みによるものです。

3款1項医療給付費分11万4,000円の減額補正は、福岡県からの確定通知によるものです。2項後期高齢者支援金分5万円の増額補正は、同じく県からの確定通知によるものです。

4項過年度納付金分35万6,000円の増額補正は、実績による精算でございます。

8款1項償還金及び還付加算金3,004万4,000円の増額補正は、令和2年度普通交付金超過分返還によるものです。

以上です。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,329万5,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金29万5,000円の増額補正を行っています。

次に3ページの歳出でございます。

1款1項総務管理費29万5,000円の増額補正は、職員の課内異動に伴う人件費の増額をしております。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第12. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

それでは、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億5,993万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額7万4,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額40万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費、補正額33万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第72号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額338万2,000円の増額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第73号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号を総務建設産業委員会に付

託します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より議会運営委員会所管事務調査を開催しますので、第1委員会室に御集合願います。

次の本会議は、12月10日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時49分散会

---

---

令和3年 第4回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和3年12月10日(金曜日)

---

議 事 日 程 (第2号)

令和3年12月10日 午前9時00分開会

日程第 1 議案第68号 財産の取得について

追加日程第1議案第74号 財産の無償譲渡について

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第68号 財産の取得について

追加日程第1議案第74号 財産の無償譲渡について

日程第 2 一般質問

---

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

---

欠席議員(1名)

7番	児 玉 求
----	-------

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上下水道課長	稲 永 勝 章	税 務 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	今 泉 英 明	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
地 域 振 興 課	平 山 幸 治	ま ち づ く り 課 長	吉 川 聡 志
社会教育課長	安河内ひとみ	会 計 管 理 者	横 山 剛
住 民 課 長	百 田 敦	子 ども 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前9時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

本日の会議でございますけども、当初本会議で議運の委員長が申しましたとおり、中本会議、そのあと一般質問。中本会議では、1議案採決し、そのあと1議案を上程しますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第68号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第68号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定より、本会議の議決を求めるものです。

1、取得する財産、イオンクラスター46台。2、取得の方法、指名競争入札。取得価格、932万8,000円。4、契約の相手方、福岡県飯塚市川津693番地47、株式会社直方建材 代表取締役杷野秀治。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校及び幼稚園児等にイオンクラスター除菌脱臭装置を設置することで、感染拡大のリスクを低減し、継続した保育・教育活動を実施するため提案するものです。

配置は、小中学校、各学童保育所、認定外を含む公立・私立の幼稚園・保育所、放課後デイサービス、アザレアホールの大ホールとなっております。

このイオンクラスターは、細菌やウイルスの表面を破壊して除去することで、ウイルス感染を抑制するものです。

購入のイオンクラスターは、2年以上使用可能とのことです。

質疑として、放課後デイサービスは、一般社団法人と社会福祉法人があるが、どちらも配備されるかの質疑に、どちらも配備するとの答弁がありました。

また、入札の参加業者と落札率はとの質疑に、入札参加業者は1社辞退し2社で入札、落札率は79.86%と答弁がありました。

イオンクラスターは、どのくらいの広さまで効果があるかという質疑に、20坪の部屋までまで効果があり、アザレアホールについてはもう一つサイズの大きな物を配置するとの答弁があ

りました。

小中学校は各教室に設置するかとの質疑に、補助金の対象が労働者に対するものなので、職員室、事務室、保健室を想定しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号財産の取得については委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第68号の可決により、町長から議案第74号財産の無償譲渡について追加提出の申し出がっております。この議案を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号財産の無償譲渡についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 追加日程第1、議案第74号財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第74号財産の無償譲渡についてでございます。

財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、イオンクラスター除菌脱臭装置17台。無償譲渡する日、令和4年1月31日。無償譲渡の相手方、福岡県糟屋郡須恵町大字須恵975番地1、社会福祉法人恵育福祉会須恵めぐみ保育園、理事長王子淳ほか、16事業所でございます。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染防止対策として、町内の事業所にイオンクラスター除菌脱臭装置を設置するため提案するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第74号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 通告書1番、10番、猪谷繁幸です。

コロナ対策については、職員皆様方の適切な対応が功を奏して、感染者は減少してきておりますが、新たに変異株、オミクロン発生に伴います業務が大変になってくることが予想されますが、今まで以上に対応が求められると思いますが、職員一丸となって対応のほうをお願い申し上げます。

町民の方に成り代わり、厚く御礼申し上げます。

前段はこれぐらいにさせていただきます、質問に入らせていただきます。

町営墓地及び納骨堂の計画はということで、質問をさせていただきます。

激変する社会情勢や新たな潮流に対応するため、的確な課題の把握と解決に向けた選択、集中による施策展開をされております。

現在、少子高齢化が進んでおり、本町でも例外なく5人に1人が高齢者となっております。子どもたちも就職等でふるさとを離れ、その地で新しい家庭を形成し、なかなかふるさとに戻ってくるのが減少しているのが現状です。

先祖代々の土地が放置されているのが多くなっています。共同墓地の管理においても高齢化が進み、年々厳しくなっているのが現状です。早期に、町営による墓地及び納骨堂の建設を強く望みます。

質問事項といたしまして、1点目、墓地埋葬法の権限委譲はいつなのか。

2点目、権限委譲後の無縁墓地の対応は行われたのか。

3点目といたしまして、個人所有（名義）の墓地対応、現時点までの取り組みはありますか。

4点目といたしまして、町営墓地の建設計画案について質問するんですが、共同墓地の管理

を、現在、私ら共同墓地として管理しておりますが、高齢化が進み、近い将来的には管理自体が難しくなってくるのが、もう目に見えております。

今のところ、まだ平均年齢として75歳以上になっており、その中で管理しておりますが、これが近い将来、管理が大変難しくなってくると思います。これに関しては私らの地区だけでなく、ほかの墓地のほうでもそういう状況があるかと思えますので、その辺の考え方を町長の見解を聞きたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） おはようございます。

それでは、質問要旨に沿ってお答えをさせていただきます。

まず、墓地、納骨堂または火葬場の経営許可等に関する事務が、平成10年4月1日に県から市町村に委任されております。それ以後、管理・承継する人がなくなった墳墓（いわゆる無縁墓）について、町ではどの墳墓が管理されているとか、管理されていないとかまで、個々の状況までは把握しておりませんが、平成22年頃、南米里区の要望により、南米里墓地にあった所有者不明の墓石を1年の公告を経て撤去した経緯がございます。

須恵町の墓地のほとんどが、昭和23年の法施行以前から開設されているみなし墓地で、みなし墓地には地域の共同墓地、宗教団体などの共同墓地、個人墓地の3種類がございます。その個人墓地へ、現時点まで何か取り組んだということは特にはございません。

御存じのとおり、墓地は永続性の確保と管理の適正が強く要請されることから、墓地の経営主体は原則として地方公共団体、これによりがたいときは、宗教法人または公益法人に限られております。

おっしゃりたいことは、無縁墓が増える前に町営の墓地や納骨堂を開設し、そこに町内の墓地を集約したらどうかということだろうと思えます。墓地の集約は理想ではありますが、仮に町営の墓地や納骨堂を開設したとしても、先祖代々受け継いでこられた場所から簡単に移ってくれるとは限りません。しかしながら、無縁墓が増えることは問題です。今後、無縁墓が増えないよう、相談窓口や永代供養してくれる墓への改葬等の周知が必要になってくると思われまます。

現時点で、詳細な墓地等の建設計画はございません。

私からは、以上でございます。

○議長（松山 力弥） 猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 一応、議員のほうで平成元年の10月に墓地の視察に行かせていただきました。そのときに、説明を受けて、こういう管理をしていければ、将来的に子々孫々と引き継いでいけるんじゃないかという強い確信を持ちましたので、今、課長のほうから将来的な建設は今のところ確認はないということですけども、絶対に将来的に、入る入らんは別として、

町内・町外の方も墓地で困ってある方もかなりおられますので、そういう方向で考えていただければと強く希望いたしております。

実際、私らも墓地管理をやらしていただいておりますけども、なかなか人が集まってくれないという現状を踏まえて、切実な思いでこういう質問をさせていただいておりますので、その辺の内容もお含みおきいただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回の、この墓地霊園事業の質問に関しましては、平成とおっしゃったけど、令和元年です。

一昨年、議員研修の視察先として、私のほうにお尋ねがあった関係で、この件については非常に関心を持っておりまして、担当委員長、そして議長のほうにお伺いして横浜市のほうを見に行かせてもらったというのが現実でございます。

ですから、この問題については、私自身もいずれ解決しなければならないという強い意思は持っております。で、そういった私の考えが、議員の皆さんにとって正しいのか正しくないのかというのを見ていただくために、私が構想する墓地霊園事業をやっている横浜市を見ていただいたということです。

ですから、現実的にあのときの御判断で、議員各位もこの方法だったらいんじゃないかということ、私が言っていることが間違いじゃないんだろうなということをお理解いただいたんじゃないかなと思っております。

ただ、この墓地霊園事業を推進するにあたって、2つの考え方があると思います。

今、議員がおっしゃったように、町民福祉、高齢化に伴う町民福祉として、この墓地霊園事業を考えて財政投資やるのかということと、ある程度の費用が回収できる形を考えた上で、継続的に町の財政負担、将来的には財政負担がないような形とするのか、この二通りがあると思うんです。

で、住民福祉に向けての財政投資というのは、なかなか今、難しゅうございます。かといって、収益事業として考えたとき、物すごい財政投資、一番最初にやらないかんし、それがうまくいくのか、いかないのかということも慎重に考えなければなりませんので、構想としては持っておりますけども、今のところ、ほかの事業もたくさんございますので、やらなければならないという気持ちではおります。

ですから、今後、議員各位にも研究していただいて、私共々、執行部と一緒に議会とお諮りしながらいい方法を考えさせていただければと思っております。

全くやらないつもりではありませんけども、物すごく慎重にこれはやっていかないと、財政破綻につながるような危険な事業であることは間違いありませんので、今後、議員各位と共に協議

しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） ありがとうございます。

私が心配するのは、そういう形で共同墓地を町のほうで造っていただければ、無縁墓地の解消にも一役担えるんじゃないかなという考えで、実際に私のほうは、ニラガキ墓地という形で共同墓地を形成しておりますが、周りを見たら、引っ越しされて完全に墓石だけ残ってという形がかなり多く見られますし、周辺環境整備の意味においても、そういう形で無縁墓地まで一緒に改修できればという考えも強く、ちょっと考えておりましたので、一応そういう形で町営みたいな形での共同墓地をという形で、ちょっと申請させていただきました。

今、町長の考えもお聞きしましたので、将来的にその辺をしっかり議員並びに、協議させていただければ、前向きな検討ができていくんじゃないかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思って、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

.....  
○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。通告に従い質問いたします。

平松町政の成果と今後の展望と題しております。

早いもので、平成30年5月に就任された平松町長も、来春には4年の節目を迎えます。

中嶋前町長も名町長でございましたが、平松町長もさすがにその後継といえる采配ぶりだと、高い評価を受けていることは周知のことでございます。そして、1期4年の間、議会とも良好な信頼関係を築いてこられ、安定した町政を実現しています。

そこで、私が質問したいのは、この4年の中での総括として、町長御自身の評価を伺いたいということです。

自分でやったことを自分で語るというのは、なかなか難しいかもしれません。また、この2年近くの間はコロナ対策に忙殺され、思うに任せない町運営であったろうと思いますが、町長御自身、責任者として、当事者として、他人には説明でき得ない思いの部分も多々あるのではないかと思うものです。

というわけでございまして、私が話すと、ただ長くなるばかりでございますので、ここから通告書を引用させていただきます。

平松町長は、前中嶋町政を引き継ぎながらも、新たな政策を起こし、町長が課題としていた稼ぐ力もよい形になりつつあります。コロナ禍にもかかわらず、財政調整基金等の合計額は28億円を超え、人口も2万9千人台に達しました。

しかしながら、温暖化による災害の多発、少子化・高齢化・格差の拡大が進む社会状況は、須恵町も例外ではありません。

ここで伺いますが、平松町長は、これからの須恵町の課題はどこにあり、どうにかじ取りが必要とお考えでしょうか。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えします。

最初に、過分なお褒めの言葉をいただいて恐縮しておりますけれども、確かに3年8か月瞬く間というか、いろんな形の中でいろんな施策をやってきたわけですが、これ、単に私がやったわけではなくて、私の役割としては企画・立案して、予算化して、事業のスキームをつかって、議会にお諮りすると。それに議会の賛同をいただいて、町民の方々に御理解をいただいて、今までやってきたということでございますので、何も私一人でやったわけじゃないということをごをここで申し添えておきます。

それではまず、成果というよりも、今まで3年8か月やってきたことをもう一度私に対する復習の意味も兼ねて、申し述べていきたいかなと思います。じゃあ、そのあと何が残っているんだということをお答えしたいかなと思っております。

まず、安全安心の町づくりをやるんだということ、私、掲げて皆さんに報告させていただいて現在に至ってるわけですが、防災対策につきましては、ハード面では防災無線、行政無線のデジタル化、庁舎非常用電源の設備工事、これこの庁舎というのがその当時まだアナログの時代でございましたので、停電すると15分しか持たないと。で、今現在はITの世界で、全てがコンピューター処理ということでございますので、九電と話して、何日もたせばいいかという話やったときに、3日もたしてくれと。都市圏だから3日もたせば大丈夫だということで、皆さんにお諮りして非常用電源設備をやったということですね。それと、避難所の備蓄倉庫の設置、それとトイレトレーラーの配備などを行っております。

ソフト面では、総務課内に防災対策室の設置をはじめ、20行政区の御理解をいただきながら、20行政区に自主防災組織を設置。地上デジタルデータ放送を活用した広報サービス、dボタンの利用開始、これによって、同報無線が聞こえない時もKBCのdボタンを押すと、須恵町の避難情報とかいろんなものがライブで見れるという形のことを、本年度に入ってさせていただいております。

また、合わせまして企業などとの災害応援協定を複数社と結んでおり、今後も積極的に結んでいきたいと思っております。で、防災体制、我々は昭和48年に大災害経験しておりますので、気を緩めることなく、防災体制についてはきちんとやっていきたいと考えております。

また、ふるさと応援寄附金事業につきましては、昨年の3月の予算審査特別委員会のほうで議

員各位から、どうなっとるんだということでおっしゃってましたので、新しい形の対策チームをつくって、ふるさと応援寄附金事業に取り組んで、令和2年度においては寄附額8億7,565万円、基金積立3億5,026万円を計上することができました。

交通安全対策につきましては、平成31年4月から高齢者の運転免許証の返納事業を起こしまして、幸いにそれ以後、須恵町で高齢者が亡くなるような重大事故とか、高齢者が起こされる事故というのは発生しておりません。で、それも成果なのかなと思いつつも、実例としましては393件の免許証返納をいただいております。

で、公共施設、教育施設の整備につきましては、庁舎1階の窓口改修、庁舎1階のトイレ改修や小中学校教室のエアコン設置、第一小学校、須恵中学校含めて、小学校3校、中学校2校におけるトイレ洋式化で、環境整備を行っております。

また、中嶋町政からの念願でありましたくらしのコミュニティにつきましては、実現に向けて、現在、第三小学校をモデル地区として、着実に成果を上げてきており、今後、第一、第二コミュニティのほうにもじわじわとそれを取り入れていただくような機運になってきつつあるのかなと思っております。

また、認定こども園の民営化事業につきましても、今まで御報告申し上げましたとおり、運営方針を決定いたしまして令和4年度から移行に向けて、今、準備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、もう、議員の皆様本当に御理解いただいて、臨時議会、臨時委員会、いろんな形で協力いただく中で、令和2年度は20件の支援策、そして感染症対策を実施し、町民の方々が必要とされる対策、支援策を迅速に行ってきたんじゃないかなと思っております。その中で、町民の方々から、ありがとうと言っていたのが、他地区に先駆けて全戸に1万1,000円的生活応援、コロナに負けるなということで商品券の配付をやったことは、非常に皆さんが笑顔を取り戻された事業になったのかな。年末には、5,500円の商品券を65歳以上の方々に、どうぞお正月の買物してくださいということでやったりとか、小さなお子さんというか、小中学生、抱えていらっしゃる準要保護世帯の方々に、お米を配付とか。どういいでしょう。何か皆さんに、ちょっと、にこっと笑ってもらえるようなことをコロナの施策の中で取り入れたことによって、町民の方々が少しは気持ちが和まれたのかなと思っております。

令和3年度におきましても、引き続き必要な対策、支援策はこれからも行ってまいりますし、来年に向けてまた頑張っていきたいと思っております。

須恵町の今後の課題、展望ということですが、本当について最近、交渉がまとまりまして、交通渋滞が慢性化しております県道筑紫野・古賀線の須恵中央交差点の改良について要望をかけ

ております。これについては、早速にも返事が来て、これ、両方とも県道になっているんですよ。役場の前も県道志免・須恵線で、筑紫野・古賀線が交差している、県事業じゃないかな。特に、大渋滞を起こして、まちづくりとか町民に不利益を与えているということで、実は今回の町長諸報告で申し上げましたとおり、県並びに自民党県議団のほうも、吉松前議長も積極的に動いていただいて、来年の1月からボーリング、あるいは擁壁工事に入っていったら、令和6年の3月25日までは、この交差点部分だけは完了させるということで返事を頂いて、今、動いていると。これについては、やってもらったからいいというわけじゃなくて、筑紫野・古賀線が出来上がるまで積極的にやって、いち早くこの筑紫野・古賀線を完成させることが須恵町の物流の要になっていくと思っておりますので、積極的に取り組みたいなと思っております。

その他においては、議員がおっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症が発生したことによって、本当に町の事業を止めるような緊急事態、昨年、起きたわけでございますけれども、やむなく延期をしておりました箇所でございますけれども、新原ふれあい公園の整備については、令和4年度を目途に再開したいなと思っております。

そして、最大の、私自身、まだ皆さんも思っていらっしゃるかと思っておりますけれども、懸案事業として、稼働延長の時期は令和10年の3月までになっているクリーンパーク、ごみ処理施設、これについては、今現在、粕屋町、篠栗町を含めて3町で動きながら、志免と宇美も巻き込んでいく、非常にデリケートな作業もあるんですけども、これについては必ず仕上げないといけない。特に、今現在、会長を篠栗の三浦会長にお願いしておりますので、全面的に我々がバックアップを取りながら、議員各位の支援を受けながら、この問題については計画どおりやらなければならないということです。

併せて、もう一つ、大きな問題として、し尿処理施設の酒水園、これが稼働開始から39年経過していて、現実的にはちょっと危ない状態になっていると。この問題もクリーンパークと併せて、篠栗町、粕屋町、須恵町の3町が主体になりながら、これもできれば宇美町と志免町を巻き込みながら新たな施設の建設をやらないと、下水道が100%完備したといっても、要するに下水が使えないところがあるんです。そういったことを考えると、この酒水園のし尿処理施設というのは、必ず近々のうちに造らなければならない。これもまだ、地元交渉もやっていないし、とにかく喫緊のうちに片づけないと、もしパンクしたときにどうするんだという問題になってきますので、これもクリーンパークと併せながらやらなければならないんだらうと思っております。

また、今申し上げましたことを、いろんなことをやっていくためには、国県の補助金を活用するとか、町内企業への支援を継続していきながら、税収の増収を図っていく、ふるさと応援寄附金事業につきましても、さらに力を入れながら町の財源を守っていく、守っていくというより増やすというか、とにかく枯渇しないように一生懸命、頑張っていかなければならない状況ではござい

ます。

さらには、須恵町は福岡都市圏という恵まれた環境でございますので、須恵町の将来の人口3万人を見据えて、インフラ整備をすることはもちろんのこと、教育、福祉対策もさらに真剣に取り組む必要があるのかなと思っております。今までもやってきたこと以上に、これからはハード面で財政を伴うものが出てくると思いますので、これは議員各位とお諮りしながらやらざるを得ないということになってきますので、御協力を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 3年8か月、多くの成果を上げてこられたという、そういう話の御答弁だったなど、一つ一つ思い返しながら、ああ、これも本当にやったなという、その一つ一つに議員として立ち会えたわけでございますが、なかなか御謙遜で、まだまだあったような気もするわけでございます。町長、おっしゃってあった防災もさることながら、また、免許証返納支援、こういったことも命を守る施策ということで、これを大きく前進させたというのは、平松町政の大きな成果だと思うところでございます。町長は、まず、大きなビジョンを示し、それを具体的で分かりやすい政策に落とし実行するというところで大きな成果を上げてこられたのかなと思う次第でございます。

町長の今後の展望の中でもございましたように、いまだ道半ばの事業も多くございまして、私も、町長おっしゃったように、ふるさと応援寄附金を中核とする地方創生事業の安定化、そしてまた、これは町長もハード面と言っておられた部分でございますが、中部防災センター、南幼稚園等をはじめとする各所必要施設の建設がございまして、そして、空き家対策の推進、これは私も総務建設産業委員会としても力を入れている、見守っている事業でございます。そして、これもハード面になりますが、老朽化施設の更新というのも喫緊の課題であるかなと、そしてコミュニティ事業にも触れておられました。そして、何よりも、コロナ後を見据えた町内の行事や各地域の祭り等を復活させていかなければならない。こういったことを踏まえて、さらに須恵町を担う次世代の育成等が課題としてあるのではなかろうかと思うものでございます。平松町長の手腕が必要とされているのではないかという思いで本日の質問に立ったわけでございます。

また、第6期総合計画から町長の任期に併せて事業計画を策定することになっていますが、今、暫定的に3年計画とされています。次期からが4年間をフルに生かした事業計画として、須恵町の町政モデルをつくる大事な時期と言えらると思います。

ここで、最後にお伺いいたしますが、平松町政の2期目を待望する声も多く聞かれますが、意欲のほどはいかがでしょうか。町長のお心をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） さっきから、上げていただいてありがとうございます。

確かに、宿題としてやればやるほど、あれも残っている、これも残っているという状況で、しかも喫緊の課題が多いわけです。だから、2期だ、投げ出すのがどうなのかなとは思いますが、こればかりは地元の後援会もごさいますので、そちらと諮った上で、御意見、生の声を聞いた上で議会に報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 大変に期待しております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。3番、稲永でございます。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

最近、ニュース等で生理の貧困という言葉をよく耳にするようになりました。コロナ禍において、経済的理由で生理用品を購入することが困難な女性の存在がクローズアップされています。

ある報道番組でこの問題を取り上げたところ、登場した大学生の女性に対し、確かに収入は減っているものの、高いスマホ代や交際費にはちゅうちょなく支出しているなど、貧困にあえいでいるとはとても言えないという批判が多かったそうです。

そこで、生理の貧困について調べてみました。

昭和60年の男女雇用機会均等法や平成11年の男女共同参画社会基本法などで、女性の地位向上が図られてきましたが、この問題は置き去りにされてきたように思います。

この問題が表沙汰になりだしたのには、単純に貧困だけではないようです。この社会は、男性と女性で構成されています。女性として生を受けた人は、35年から40年ほどの長い間、生理や生理痛との闘いを強いられます。男性にはそれがないので、つらさも痛さも分かりません。そして、生理を経験しない人は、生理について何も知らないままとなっているのが現状です。

10年前の東日本大震災の際、ある避難所に生理用品が寄附された折、こんなときに何を考えているんだと受け取り拒否をされた事案があったそうです。生理用品が女性の必需品とは理解できない人、多分、生理を経験しない人だったのだと思いますが、生理に対する無知がそうさせたのだと思います。

生理の問題がなかなか表に出てこないのは、生理は恥ずかしいもの、隠すべきものという社会背景にあると思います。それがコロナ禍において実際に困り始めた女性たちから、もともとこのようなことを問題視していた方たちのところへ多くの相談が寄せられ、声を上げ始めたことによ

り、ニュースとして報道されるようになったようです。

このような中、内閣府、生理の貧困に係る地方公共団体の取組、2021年7月20日現在で、福岡県での生理の貧困に係る取組は、全国でも中位程度となっています。

須恵町では、既に災害避難所用の備蓄品に生理用品も備えられていますし、学校や役場のトイレの水洗化や非接触水洗の整備もなされました。ここに加えて、学校や役場等でナプキンの無償での配付を進めてはどうでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

1つ目、小中学校のトイレに、トイレットペーパーのように無償で生理用品を設置する考えはありますか。

2つ目、生理の貧困を防ぐために、各種団体や企業と協議することなど、検討はされるでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1つ目、小中学校や役場等の公共施設のトイレに無償で生理用品を設置する考えはありますかということですが、経済的な理由で生理用品が買えないという生理の貧困の問題は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、顕在化してまいりました。

本町におきましては、生理の貧困に特化した支援策は現在のところ行っておりませんが、コロナの影響で収入が減り、生活が苦しくなられた方には、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金貸付制度を紹介し、利用いただいております。

御質問の、小中学校や公共施設のトイレに無償で生理用品を設置する考えはありますかについてですが、現在のところはどちらも設置する考えはございません。小中学校のトイレに生理用品は設置しておりませんが、生理用品がなく、困っているような児童生徒には保健室で配付して対応しておりますので、今後もこの対応を続けていきたいというふうに考えております。

また、議員もおっしゃったように、公共施設のトイレにも生理用品を設置することを考えておりませんが、議員がおっしゃったように、災害用の備蓄品として保管している生理用品がございますので、緊急時に対応できる体制を整えております。

次に、生理の貧困を防ぐために、各種団体や企業と協議をすることなどの検討はされているのでしょうかということですが、公共施設のトイレに生理用品を設置することは考えておりませんので、現在のところ、各種団体や企業と協議をすることなどの検討をする予定はございません。

生理の貧困は、経済的困窮の問題だけでなくDVや保護者から必要な生理用品を買い与えて貰えないネグレクトや、父子家庭で父親の理解がない場合など、様々な問題があります。

町内の小中学校においては、必要な際に生理用品を受け取ることができるので、安心して相談

してほしいということを発信してまいりたいと考えております。

また、須恵町では生理の貧困にかかわらず、生活困窮者に関しましては、生活保護制度を活用いただくよう努めております。保護開始までの期間につきましては、対象となる住民に対し、食糧や生理用品等を現物支給できる福岡ライフレスキュー事業を活用し繋ぎ支援を行っております。

このほかに、日々の生活に困っている方や孤独、孤立など不安を抱えた女性が気軽に相談でき、必要な支援が受けられるように、庁舎1階の女性用のトイレには、相談窓口を示したチラシを置いて情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 令和3年7月20日現在の内閣府調査以降、福岡県よりこの問題の取組が若干低かった宮崎県が、12月になって公立の全学校の女子トイレの個室にナプキンをおいていく映像が報道されていました。

宮崎県教委は、安心して健康な学校生活を送れる環境を更に推進しようと、8月下旬頃からアンケート調査を実施されたそうです。その中で、どこに生理用品を常備して欲しいかという質問に対し、73%の方がトイレ、個室と答えたそうです。

これを受けて、12月に入った途端に個室に、トイレットペーパーを置いていく映像というのを見たんですけれども、かなり早いスピードでこの対策に取り組まれたんだなという印象を受けました。

福岡県では、令和3年4月に県内の短大の保健室や一部の施設に、1か所当たり300枚を配布しています。古賀市では令和3年3月に市内の児童館、小中学校に1人1パックの配布が行われていました。

私は、宮崎県のように、トイレ個室において自由に利用できる環境が望ましいと思います。ぜひ、須恵町でも先んじて、この問題に取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、担当課長のほうから答弁した内容が町の見解なんですけれども、このトイレの生理の貧困については、じゃ今テレビとか新聞とかで報道されている状況が、この須恵町で発生しているのかと考えた時に、やらなければならないならやるんですけれども。

要は、都市圏で学生生活を送っている、コロナが発生したことによって、今までフリーランスで都市圏で働いていた女性たちが、極度の収入減になった、いろんな方策がないという中で、この問題がクローズアップされてきたんだと思います。

先ほど、担当課長が申しあげましたように、須恵町において学校のトイレということでおっしゃっていましたが、これについても、ちゃんとした教育をやりながら養護教諭が機能いたし

ております。中学校においてもわかりです。ただ、このトイレの問題ですね、何で全部完全な洋式の水洗化やったんだということは、この生理の問題があったんです。

ですから、要するにそういったことがあって、学校に行きたがらない、行かない、来ない、それも含めて、このトイレの完全な洋式化をやって、男性もそうですよ、今現在、要するに和式の場合には和式したくないと、で、学校でできないということで男性の部分も変えていったということですね。

今、須恵町に本当に福祉施策として必要なものについては、やっていこうとはしていますが、この生理用ナプキンの役場のトイレとか、それとか小学校、中学校に置かなければならない状況なのかと、これはきちんとコンセンサスというか、その組織が今現在機能しておりますので、そこに相談してもらえるとききちんと買うだけの生活資金を出せる仕組みも作っておりますし、この須恵町においては、今おっしゃっている部分を完全な町の事業として、喫緊に提供しなければならないかという、そうじゃないような気がいたします。

今後、そういったものが発生した場合については、担当課のほうと協議しながらやっていきますけれども、一部の女性の職員とも話したんですけれども、どういいましょうね、生理用品もたった一つではなくていろんな種類があって、それぞれ自分の体調とか自分のいろんな意味で使っちゃるもの違うんですね、だから、それよりもきちんと身近で話を聞ける場所、それできちんとやっていくというほうが、まだ須恵町での生理の貧困というのは、今のところ発生してないのかなというのは思うんですけど、きちんとその辺りをやった上で、次にということのほうが、私はタイムリーなような気がしますので、今回、担当課長が言ったような内容で、今後しばらく対応していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 先ほどもこの問題は生理の貧困だけではないという言い方をしたんですけれども、アンケートを取った中の話にはなるんですけれども、これは多分、小中学校の生徒さんだろうと思うんですけど、トイレに行くのに、ポーチ持って行くのを男子生徒に見られたくないとか、そういった問題もあるそうなんですよね。ですから、それが個室に置いてあれば、そういうことを気兼ねなく利用できるのかなということで、私は、須恵町でも先んじて、この問題に取り組んでいただければなあということで、お願いとして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） ご異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を10時5分といたします。

休憩に入ります。

午前9時54分休憩

-----  
午前10時03分再開

○議長（松山 力弥） 全員、お揃いのございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番、今村桂子です。通告に従い質問をさせていただきます。

須恵町では、中部防災センターや南幼稚園などの建設が予定されています。また、老朽化した建物の改修工事も想定されます。現場での豊富な知識、経験を有する団塊の世代の退職に伴い、技術の継承や人材確保も必要です。

須恵町の発展のためには、土木、建築などの技術職員、自治体DXの推進のため、ICTや企業立地等の新たな分野や専門的な業務に対応できる人材確保も必要です。

国、地方における行政手続のオンライン化、自治体DXの推進によるデジタルガバメントの実現に向けた取組が今後加速していきます。

町長報告でもありましたが、自治体DXの推進のためAI・IoT等の活用、利用促進、デジタル技術を駆使しての行政サービスによる利便性の向上と、行政事務の効率化、高度化を目指すとのことですが、そのためにも人材が必要だと思われま。

そこで、職員採用試験についてですが、1級建築士資格や実務経験者などの民間経験者採用の検討はありますか。

技術者における民間経験者の応募者数は何人ですか。

建築専門職は40歳まで受験資格ですが、民間経験者を積極的に採用するため、さらに年齢要件を緩和するお考えはありますか。

技術職員、専門的業務に対応できる人材の確保の必要性、人材の確保についてですが、どう考えていますか。

次に、人事交流や市町村の連携についてですが、第6次福岡都市圏広域行政計画に基づく、福岡都市圏における人事交流を積極的に進め、技術者などの多様な人材の確保、育成を図るなどの検討や、市や町の連携により専門人材を有効に活用する仕組みづくりの推進についてのお考えはありますか。

お尋ねをいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、御質問の技術職員、専門的業務に対応できる人材の確保の必要性、人材確保についてどう考えていますかというところでございます。

社会情勢の変化や町民のニーズの多様化、複雑化により自治体の果たすべき役割はますます増大している中で、土木建築分野では、施設整備や維持管理公共施設のマネジメントなど新しい行政需要が発生しており、専門的業務を行う職員は重要な役割を果たしております。

また、デジタル社会を迎え、情報処理関係ではクラウド化やRPA、AIなどの対応がこれから進んでいく中で、専門的人材は重要な役割を担うことになっているため、技術職及び専門職については、新卒、民間経験者を問わず、今後は確保していく必要があるというふうに考えております。

ICT関係の専門職員につきましては、確保が難しいため、国の支援等の活用や外部専門人材の活用を積極的に検討するとともに情報化担当職員等に対する研修等を通じて、内部人材の育成を進めていかなければならないというふうに考えております。

町長報告でも申されましたが、今後、自治体DXを推進していく必要がございますので、当面は情報化担当職員を増員して対応していく予定でございます。

次に2番目、民間経験者、建築専門職の採用、年齢要件の緩和についてのお考えはというところですが、まず一般行政職員につきましては、新卒、民間の区別なく募集しております。

ちなみに今年度の一般行政職員の採用試験は、応募数34人にうち、16人が民間経験者でございました。

しかしながら、正職員の採用というふうになりますと、専門職の業務だけでなく多岐にわたる業務を行っていただく必要がございますので、熱意を持って柔軟に対応できる方を採用したいというのが、こちらの希望でございますが、年齢要件につきましては、今後の情勢に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、採用試験、技術者における民間経験者の応募者数は何人ですかという問いに対しまして、今年度の建築士の募集では、3名の応募がございまして、そのうち受験いただいた2名の方につきましては民間企業に在職していらっしゃいます。

次に、第6次福岡都市圏広域行政計画に基づく人材の確保育成など、市や町の連携により専門人材を有効に活用する仕組みづくりの推進についてというところでございますが、第6次福岡都市圏広域行政計画に技術職員の人材の育成や市町村の連携などが記載されておりますが、現在のところ具体的な取り組みはまだ行われておりません。しかし、動きがありましたら積極的に参加してまいりたいというふうに考えております。

これまでは、現場での経験や先輩職員による知識、経験の伝達で技術系職員を育成しておりましたが、社会情勢の変化や町民のニーズ多様化、複雑化により一人一人の忙しさも増し、技術やノウハウの継承が難しくなった結果、専門知識を習得した職員が少なくなってきております。

引き続き、実務研修など積極的に参加して、技術系職員の育成を継続していくとともに、他市町との連携や民間委託など、人材確保、人材育成の方策を探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、お答えをいただきましたが、採用に当たっては他の業務もあるため、専門職だけではだめだというようなお話だったと思いますが、専門職にはそれなりの技術をとか資格とか、いろんなものを持った方がいらっしゃるということで、必要な分野は、そういう方にお任せしたほうが、うまくいくということはあると思います。

例えば、短期雇い用職員とかもありますよね、これは雇用の金額をその方の知識とか資格とか、経験などによって決められるということもありますし、そういうのを活用するというのもある、一つの手ではないかと思えますけれども、どのように考えられるかということが1点。

それから、一級建築士を持たれている方でありまして、材質はこれでよいのか、安いのか、高いのかということで、施工管理の分野まで入っていくと思えます。

これから須恵町においては、いろんな建築とか補修とかが行われる場合、そういう一級建築士を持っていないと対応できないようなことも起こってくるのではなかろうかと思えますし、そういう人が1名から2名いたら、町長としても仕事がしやすいんじゃないかと思っております。

ほかの場所で、久山とかで雇ったということをお聞きしたんですけど、久山などは伝手をたどってお願いしたということで、そういうことをしないと、ちょっと採用が難しいんじゃないかということもありますし、新宮町は、採用されてすごく活用して重宝している。

費用対効果を考えても必要じゃないですかというお話も聞いております。その辺を専門職ということ、ほかの仕事とは別に雇うということのお考えを、お聞かせをいただきたいと思えます。

現在、須恵町小規模事業者経営継続支援補助金というのをやっていますが、今回、これ大分お金をかけているということで、内容の精査が必要だということでお話を聞いているんですけども、例えば、改築とかが出されたときの見積りが正しいのか、審査をする場合、やはり専門の方がいらっしゃる、しっかりと査定されますし、こういうときに必要なんじゃないかと思っております。

現在、一級建築士を持たれている方が、確かS U E N O B Aのほうにいらっしゃると思うんで

すけど、そういう方を活用をして、こういう事業をお願いするということは可能ですか、そういうことをされるような形になっていますかということをお聞きします。

それから、都市圏と一体となった人材の確保、育成についてでございますが、ICT技術職員、すべてやはり確保することが難しいということで、専門人材を市町の連携によって有効に活用する仕組みづくりということをやっておるようでございます。

まだ6月にこの計画はできたばかりなので、これから進んでいくんだろうと思いますけれど、須恵町のほうからも積極的に発信をしていただいて、何らかのアクセスを取っていただきながら、職員のスキルアップとか、ノウハウの共有を図るような研修を一緒に行っていくようなことができるとは思いますけれども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。よろしくお祈りします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 専門職については、私、元々30代からずっと建設課にいて、それ以前から役場において、この町というのは石炭鉱害の復旧事業が非常に大きな問題で、その時点で当時の町長さん、あるいは助役さん、事業課長と言った時代ですけれども、その当時は、今で言うヘッドハンティングの形で石炭事業団の職員を雇う、あるいは、土木に関しては、会社の一級の免許持っていて、施行管理技士も持っているという人間をヘッドハンティングで引き抜いていると。

測量に関しても、たまたまなんですけれども、その当時、測量士の免許を持っていた人間が役場の採用試験を何人か受けていたと。

その人たちが、要するに役場の職員に教えながら、その当時まだ途中からコンピューターの機械になってたんですが、それ以前は、きちんとした測量技術持ってないといけないような時代でしたので、そういった形でやりながら、要するに実際、設計自体もコンサルに委託するんじゃないかと、私も経験してましたけども、役場内で設計やっていたと。

大きな建築に関しては設計をやって、たまたま先ほど話が出ていた百田というのも役場の採用試験受けたんですけども、たまたま一級に通ったという形の中で、いい流れで来ていたんですね。

ところが、年数が経つことによって、皆さん退職なさっていなくなって、今、そういった技術の継承がうまくいってないということは、非常に私自身も懸念しております、議長も専門家ですから、ここ数年、2人で話しながら、なんとかゼネコンとか、建築においても土木においても、退職組で一級を持ってらっしゃる方、施工管理技士の免許持ってらっしゃる方がいないかということを探しているんですけども、やっぱり企業も囲い込みやるんですよ。

経験を持った人間でないとなかなか現場任せられませんから、そういう人たちが辞めたくても辞められないと。辞めても関連企業のほうに行けと言われて、なかなか探しているんですけど、いないというのが現状です。今現在も探しております。

短期雇用はどうかとおっしゃっているんですけども、これ短期雇用に沿うような話ではなくて、町が事業を起こすと、大体、2年ぐらいかかります。大体事業計画やって1年目に議会にお諮りして、コンサル出して、その内容が正しいのかどうかやって、翌年に発注すると、そして、それが1年ないし2年の工事になっていくということになりますので短期雇用にはそぐわない部類になります。

今、言ったように先に話しましたが、2問目の質問の一級建築士あるいは施工管理技士の単独雇用はどうだと、私もそう思っています。これはですね、以前、強く言ってこれから先、いるよということで技術職雇ったほうがいいということでやったんですけども、さっき総務課長が言ったように、地方自治法上の職員採用試験をやってしまったということで免許は持っているけど経験がないと、だから結局役場の中でもう一度訓練し直さないといけないとだめだったということで、今現在は、機能しているんですけども、なかなか職員として多岐に渡っておりますので、それだけで専従でさせられないという状況でございますので、今回、採用試験を建築については、一級をやりました。

ところが、やっぱり優秀が故にほかの大きな自治体も一緒に受けてとおっているんですね。また、今回、再度募集をかけようかなと思っています。

建築においても土木においても、この必要性は私自身ものすごく感じておまして、そういった人材がいれば活用したいと。

先ほど、SUENOBAの一級建築士の話なされましたけど、SUENOBAも元々役場の職員です。さっき言った一級建築士、もう65歳過ぎております。再任用とか、いろいろ役場の制度から外れますので、要するにSUENOBAのほうに身分を移して、要するに役場がSUENOBAに業務委託を行うという形で雇用を続けております。

ですから建築のほうの設計の管理、現場のほうについては、この百田が今現在やっております、持っておりますけども。確かに私と同級生ですから、もう高齢化進んでいるわけですね、だから次の人材を探す意味で、議長ともずっと話ながら、二人目の一級建築士、施工管理技士をもう一人欲しいということで動いておる、土木に関しては、今現在、なかなか見つかりませんので、これについては、今回また追加募集をかけるようにしております。

この問題については、私自身も非常に懸念しておまして、要するに免許を持った大学生、卒業したばかりの人間雇っても、極端なことという経験してないと無理なんですよ。

ですから、今現在も採用試験はしていますけども、要するに最終的に残って、これどうしようかといった場合でも経験がない場合については、私のほうで却下したりとか。ですから、非常に厳しいハードル設けております。そうしないと入れても結局役に立たないということが多々ありますので、今現在そういった形でやっております。

県のOBと言ったらものすごく頭よくて、現場指揮采配するような人間ですけども、皆さん、企業が渴望さなって、大体退職の半年前ぐらいにはいくところが決まってしまうということで、なかなか土木建築のそういった技士関係というのが、今、枯渇しているというのが状況です。

積極的に、これからも私自身も危機感持っておりますので、この問題については積極的に採用の方向で、年齢要件とか考えておりません、私は。これを自治法上の採用試験になると年齢制限設けんといかん訳ですよ。だから、やるけども、実際それとは合わせながら、年齢関係なく本人さんと話して、雇用条件とかそういったことを交渉しながら、これはまた議会とお諮りして、こういった人間いるけどどうしようかと、今まで幾ら貰ってあるよと、いうことはまた議会とお諮りしながら、もしそういった人材が見つかったときにはお諮りして、早速でも雇いたいなと思っている事業でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今、SUENOBAの件は、継続ですか。今の継続。

もう桂子さん、今村さん、3問目で一緒に。

○議員（14番 今村 桂子） 先ほど抜けておりましたので、ちょっとお聞きしますけど、先ほど言いましたが、これやっているんですけども、その中でやはり査定をしていかないといけないという部分に、SUENOBAの百田さんを活用されるかどうかということが1点ですね。

それと、その時に今、SUENOBAのほうに業務委託して、設計管理等もお願いをしているということですけど、もしお願いした一級建築士がいない間にお願いしたときは、その委託料みたいなのをSUENOBAに払うような形になってされるのかということが2点目。

それから、先ほど町長のほうは、専門職必要ということで、役場のほうとしては、課長言われたのは専門の方は必要だけれども、他の仕事もこなして貰わないといけないので、ちょっと採用が試験的には厳しいというようなお話もございましたが、やはり町長言われたように技術の継承というのも、もちろん、どんどんやっていただかないといけないことだと一つ思いますし、一級建築士を雇うことについては、やはりヘッドハンティングぐらいしかないのかなと、やっぱ伝手をたどっていくということが、一番いいのかなと思うので、やはりその場合、魅力がないと大きなところを取られてしまって、須恵町に来ていただけないということがあると思うので、やっぱプラスアルファというか、年齢が幾つになっても、しっかりと民間で働いてあって頑張って、また、していただけて健康である方とか年齢に関係なく、また、経験がえられる方とかそういう方を雇っていただきたいと思いますし、その時の給与等の関係はまた検討していかないと、その安い給料では来ていただけないと思うので、その辺は伝手をたどって何とか須恵町に来ていただければ、費用対効果の面でも、これからの職員の検証の面でもプラスになっていくと思うので、ぜひ、それはお願いをしたいと思います。

あと、その居ない間の点について、ひとつ、お尋ねをいたします。

もう終わりますので……。

○議長（松山 力弥） ちょっと確認ですけども、その県の事業所で査定をする人と言っているんですかね。そのチラシ。

○議員（14番 今村 桂子） すいません、例えば、これに関しては、今いろんな見積が出て来ていると思うんですね。見積りも高い見積りとか安い見積りとか、本当にこの見積りで大丈夫なのかと。

今、もう国の補助金を終わってしまって、これから多分、須恵町の一般財源から出すということになると思うので、しっかりと、その査定をしていただかないといけないということになってくると思います。

そういうときに、やはり建築の内容を見るときに、一級建築士の方とかがいらっしゃれば、しっかりと内容を見て査定が出来るという形になってくると思います。

見積りでも、いろんな見積りが出てプラスされてあるのか、高い材料使っているのか、いろんなものでこの事業に対応できているのかできてないのか、様々なことがあると思うので、そういうときに一級建築士の方を使われるのかなと思ったんですけど、その辺は使わないのかどうか分かりませんが、それ使った場合に、そのSUENOBAにどれくらいのお金を払われるのかどうかということも含めてお聞きをいたしました。

○議長（松山 力弥） 通告分にはその分のことはありませんですけども、そういう技術を持った人にSUENOBA職員に査定をして貰うのかということですね。

（「はい」の声あり）

平松町長。

○町長（平松 秀一） 恐らく最後の4問目の中身の続きだろうと思いますけども、それはさて置いて、今現在、SUENOBAで預かっている人間は、要するに、須恵町の雇用体系の中で、なかなか雇いにくいと、でもないんだということでSUENOBAに身分を預かって人件費でお預かりしているだけでございます。

だから、SUENOBAをひとつの制度上のガス抜きで、必要な人材を預かっていると、人件費をそこから払っているというだけでございます。それと、今、持ってらっしゃるチラシの中身については、聞き渡らしたのとちょっと中身がわからないので答えられないんですけども。

4問目でおっしゃった第6次の人材交流の話、これですね、うたい文句はいいけど恐らく不可能、今現在、朝倉地区で災害起きております。久留米でも起きた、熊本でも起きた。広域で各市町村に向けて、福岡県のほうから町村会通して技術職の派遣が言ってくるんですよ。それでも皆さん一生懸命送っている状態で、通常の日常業務の中でそんな専門職を回して活用しましょうよ、

恐らく無理です。この制度は、うたい文句はいいけども、必要だから入れているんですよ、その人短期で、1年とか2年とか、人材交流が貸しますかという話になると、私でも貸しません。だから今災害派遣でも同じことが起きています。

だから1年目は、みんな一生懸命少ない人材で、いろいろやりくりしていますけども、2年目になると無理ですということしか言いようがないですよ。だから必要な必要最小限度の陣形とか財政の中で、専門職雇って、それでじゃそこに回そうか、特に、土木ばかりに偏った話ししますが、AIとか、そういった関係、絶対出さないですよ、いるんだから入れている、だからなかなかこの第6次計画の話については私にとっては絵に描いた餅で、これをうたい文句通りとって申し込んでも無理だし、うちに来られても極端なことを言うと、現状のとおりですから、そういったことが各市町起きている、だから、企業のほうに今、退職組をみんな各自治体が探しながら囲い込んだら、もう絶対出さないというのが現状です。

その中で、今探しているということ。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 答弁ありがとうございました。今言われたように福岡市のほうでも、ICTの共同管理とか、いろんなことは考えているみたいですが、研修等も一緒にしてというような内容ぐらいで終わってしまうのかなとは思いますが、職員のスキルアップに活用できれば、その辺も活用していただきたいと思えますし、この事業については、一級建築士がいない間、百田さんですかね、活用できれば活用して須恵町のプラスになる事業を今後もお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本会議終了後、10時45分より全員協議会を開催しますので特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、12月15日午前10時から行います。本日は、これにて散会します。

午前10時31分散会

---

議 事 日 程 (第3号)

令和3年12月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
- 日程第 4 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第74号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 発議第 7号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第 8号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について
- 日程第12 議案第75号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第13 議案第76号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第75号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第76号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
- 日程第 4 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

- 日程第 9 議案第 74 号 財産の無償譲渡について  
 日程第 10 発議第 7 号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則  
 日程第 11 議案第 8 号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について  
 日程第 12 議案第 75 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）  
 日程第 13 議案第 76 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 日程第 14 議案第 75 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）  
 日程第 15 議案第 76 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について  
 日程第 17 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸
11 番	田 ノ 上 真	12 番	田 原 重 美
13 番	三 上 政 義	14 番	今 村 桂 子
15 番	松 山 力 弥		

欠席議員（1名）

7 番	児 玉 求
-----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊

上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聡志
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今年最後の本会議となりましたので、議員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された追加議案は、議員発議2件、補正予算1件、条例の改正1件でございます。付託議案及び議員発議を採決後、追加議案について提案理由を説明し、予算審査特別委員会及び文教厚生委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日等から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものです。

2ページ、3ページは改め文です。6本の条例を6条立てで改正をするものです。行政手続のオンライン化を見据えての改正で、押印するよう定めているものを削り、電磁的方法により行うことができるよう条文を改めています。

4ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

まず、第1条関係につきましては、須恵町職員のサービスの条例に関する条例の一部を改正する条例です。

第2条の改正前、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、2、「署名してからでなければ職務を行ってはならない」を「任命権者に提出しなければならない」に改めます。

次のページ、5ページをお願いします。別記1、改正後の宣誓書につきましては、一番下の氏名の右端に印とある記載を削って、署名のみとしています。

7ページをお願いします。第2条関係の須恵町はり・きゅう費支給条例の一部を改正する条例ですが、様式の改正です。

8ページをお願いします。別記2、改正後の須恵町はり・きゅう施術業者指定申請書の一番下、申請者氏名の右端に印との記載があるのを削っております。

10ページをお願いします。第3条関係で、須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例ですが、改正前の第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とします。

次に、第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中の改正前、「署名押印しなければ」を、改正後、「署名しなければ」に改めます。

12ページをお願いします。第4条関係で、須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、様式の改正です。

13ページ、別記3、改正後の須恵町カルチャーセンター使用許可申請書の氏名の右端に印との記載を削っております。

15ページをお願いします。別記4、改正後の須恵町カルチャーセンター使用許可書の須恵町教育委員会の右端に印との記載があるのを削っております。

17ページをお願いします。第5条関係で、須恵町地域活性化センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも様式の改正です。

18ページ、別記5、改正後の須恵町地域活性化センター使用許可申請書の下の方、氏名、団体名の右端に印との記載があるのを削っております。

20ページをお願いします。別記6、改正後の須恵町地域活性化センター使用許可書の一番下、須恵町長の右端に印との記載を削っております。

第6条関係で、須恵町福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも様式の改正です。

23ページ、別記7、改正後の須恵町福祉センター備品借用許可書の須恵町長の右端に印との記載を削っております。

3ページをお願いします。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

質疑として、使用許可書の領収済みの押印についてはどうなるものかというものがございました。回答は、変更なしということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、消防団員の報酬等の基準の策定等に基づき、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページは、改め文でございます。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

第14条で、報酬を年額報酬に改めます。次に、15条で、手当を出動報酬に改めます。別表1で、改正前の団員の年額報酬2万8,000円を消防長が定める標準額3万6,500円に改めます。団員の上位階級である班長から団長までの報酬については、それぞれ同様に8,500円を加算し、標準額と均衡が取れるように変更しています。

別表2では、災害時の出動報酬については、消防長が定める標準額1日につき8,000円、半日以内の場合は半額と新たに定めております。

災害出動以外の訓練、警戒、その他の出動報酬は、業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡が取れた額となるよう、1日につき3,000円としています。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

質疑として、1日に2回の出動等があった場合の報酬はどうなるかというもの。回答として、形態が違う場合は、形態ごとに支給するとのこと。また、別表第2の摘要欄が、1回につきとしていたものが1日につきとなったのは、支給内容が手当から出動報酬への変更に伴うものという

ことをございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第67号財産の無償譲渡及び貸付について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を無償譲渡し、貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、アザレア幼児園並びれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園備品一式。

無償譲渡する日、令和4年4月1日。

貸し付ける財産、アザレア幼児園の土地及び建物、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の土地及び建物。

貸付けの期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間。

貸付価格、アザレア幼児園建物、月額50万円、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園建物、月額30万円。

土地については、いずれも無償です。無償譲渡及び貸付けの相手方、アザレア幼児園、名称、社会福祉法人未来福祉会、所在地、福岡県古賀市花見南2丁目13番13号、代表理事長、薄秀治。れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園、名称、社会福祉法人豊和福祉会、所在地、福岡県福岡市東区下原2丁目22番3号、代表者理事長、薄和哉。

提案理由として、令和4年度から民営化することに伴い、運営法人が安定的な保育事業の提供ができるように、備品一式を無償で譲渡し、土地及び建物を貸し付けるため提案するものです。

なお、無償譲渡の備品は、職員・園児の机、椅子や電子ピアノ等の楽器類及び給食関係の冷蔵

庫等です。

質疑として、アザレア幼稚園の建物の貸付価格、月額50万円、れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の建物の貸付価格、月額30万円の価格設定。根拠はどの質疑に、補助事業としての施設を建設した場合の事業所の費用負担4分の1を貸付期間30年で割った月額であると答弁がありました。

貸付けの相手方、同じ氏名だが、どういう関係かとの質疑に、代表者、理事長は兄弟であるが、プロポーザルで選考されたのが偶然兄弟だったということであるとの答弁がありました。

無償譲渡した備品が故障した場合は、相手方で修繕するのかとの質疑に、故障修繕については各法人で行ってもらうが、大きな修繕が発生し、補助対象となる場合は町が一部負担することがあるとの答弁がありました。

契約する法人は、ほかにもこのような事業を運営しているかとの質疑に、未来福祉会はほかに多数運営しており、豊和福祉会はこれが2例目となるとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第67号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の予算審査特別委員会の報告をいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億3,178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,430万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

質疑としまして、歳入では、16款財産収入で不動産売却収入3,462万7,000円の詳細についての質疑では、筑紫野・古賀線用地買収に伴うもので4筆です。新原格納庫付近547平方メートル、平均単価は平米当たり6万2,600円、坪単価21万円ですとの回答でした。

17款寄附金では、篤志寄附金120万7,000円の詳細についての質疑では、栗本氏より100万円、明治安田生命の職員による出身地域への寄附配分20万7,000円の寄附がありましたとの回答でした。

歳出において、2款総務費では、庁舎棟補修工事請負費320万円の工事内容についての質疑があり、雨漏りのため、倉庫に防水シートを張り修理をするものですとの回答があり、契約事務管理システムの変更についての質疑では、契約管理システム競争参加資格申請受付システムにおいて、共同利用、電子入札が可能となったことによるものですとの回答がありました。

3款民生費では、障害者福祉サービス事業の扶助費増加についての質疑では、放課後等デイサービスの人数が86人から101人に増加、居宅ホームヘルプ事業の人数が44人から49人に増加したことによるものですとの回答でした。

4款衛生費では、住民検診事業における検診結果情報連携システムについて、PCR検査などの結果も閲覧できるのかとの質疑に、住民検診におけるがん検診、骨粗しょう症などの検診結果については、マイナンバーカードを所持し、アプリを入れれば携帯電話などでマイナポータルにアクセスし、個人の検診結果などを見ることができますが、PCR検査は入っていませんとの回答でした。マイナポータルなどの使い方の指導についての質疑では、いろんな機会に発信していく、今年度整備予定ですとの回答でした。その他、関連質疑において、ふるさと納税の現状についての質疑では、当初予算では昨年の実績並みで計上しているが、昨年より下回っている現状ですとの回答。コミュニティバスのコメリ内のバス停についての質疑では、バス停はコメリ内入口、門の駐輪場近くに小さな移動式バス停を置いているとの回答でした。11月臨時議会で補正した臨時特別給付金の給付方法についての質疑では、給付については国に須恵町は現金給付を希望すると回答したが、まだどうなるかは決定していない。12月に5万円の現金給付を行い、町としては3月の入園、入学時期に現金で支給したい考えですとの回答でした。

プロゴルファー三ヶ島かなさんの表彰の件は進んでいるのかとの質疑では、懸垂幕を作り庁舎に取り付ける予定で進んでいる。2月には町の広報誌で見開きページを使い、大きく取り上げたいと思っているとの回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第69号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,561万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,932万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。歳入です。

4款1項県補助金600万円の増額補正は歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金の増によるものです。

5款1項他会計繰入金1,961万3,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴う給与費等繰入金の減額と令和2年度普通交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金の増額によるものです。

続いて歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費1,072万3,000円の減額補正は、職員の人事異動による人件費の減額です。

2款1項療養諸費の600万円の増額補正は、療養費の決算見込みによるものです。

3款1項医療給付費分11万4,000円の減額補正は、退職被保険者と医療給付分の県からの確定通知によるものです。2項後期高齢者支援金等分5万円の増額補正は、県からの確定通知によるものです。4項過年度給付金35万6,000円の増額補正は、令和2年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

8 款 1 項償還金及び還付加算金 3,004 万 4,000 円の増額補正は、令和 2 年度普通交付金超過分返還による増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 70 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 70 号令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6. 議案第 71 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 71 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9 番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第 71 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和 3 年度歳入歳出補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 3 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額にそれぞれ 29 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,329 万 5,000 円とするものです。

第 2 項で款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表歳入歳出補正予算によるとしています。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳入です。

3 款 1 項他会計繰入金 29 万 5,000 円の増額補正は、職員の人事異動に伴い、一般会計からの人件費分の事務費繰入金を増額するものです。

続いて歳出です。8 ページ、9 ページをお願いします。

1 款 1 項総務管理費 29 万 5,000 円を増額補正は、職員の人事異動による人件費の増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,993万7,000円とする。第2項款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

6ページ、7ページをお願いします。歳入でございます。

5款1項他会計繰入金7万4,000円の減額補正です。これは一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費40万5,000円の減額補正です。これは人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費33万1,000円の増額補正です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としてしています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。収益的収入および支出でございます。

1款1項営業費用338万2,000円の増額です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第74号財産の無償譲渡についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第74号財産の無償譲渡について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96号第1項第6号の規定により、本議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、イオンクラスター除菌脱臭装置17台。無償譲渡する日、令和4年1月31日。無償譲渡の相手方、須恵めぐみ保育園ほか町内の私立保育所等の11施設及び福祉施設

の放課後デイサービスの6施設となっております。

提案理由として、新型コロナウイルス感染防止対策として、将来の事業所等にイオンクラスター除菌脱臭装置を設置し、保育士及び施設職員が安心して働ける職場環境を提供するものです。

質疑として、無償譲渡する介護施設、放課後デイサービスの事業所は申請があったものが選定しているかとの質疑に、県に届出している施設を対象にしているとの答弁がありました。

シルバー人材センターも該当するのかなどの質疑に、長期間の休みのときに子どもの預かり事業を行っているので、譲渡の対象としているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 発議第7号

○議長（松山 力弥） 日程第10、発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。提出者の説明を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 議案書の1ページをお願いします。発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則についてです。

この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願書に一律に求めている押印の義務付けを見直すため、提案するものです。

3ページの新旧対象表をお願いします。

第83条請願者の記載事項等において。第1項中の請願者の住所及び氏名を、及び請願者の住所に、また押印しなければを請願者法人の場合には、その名称を記載し、代表者が署名、また記名、押印しなければとし、請願者に必要としていた押印を見直したものです。

2ページに戻って、附則でこの規則は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第7号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第7号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第7号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第11. 発議第8号

○議長（松山 力弥） 日程第11、発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 議案書1ページをお願いします。

発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について。

上記議案を須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、新疆ウイグル自治区で大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮していますが、日本政府は「人権状況について懸念を持って注視している」という趣旨の発言にとどまっています。よって、本町議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請するものです。

2ページに提出する意見書を記載しております。

内容につきましては、全員協議会で確認しておりますので、割愛いたします。

3ページに意見書の提出先を記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第8号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第8号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第8号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定

しました。

## 日程第12. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,475万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

14款2項国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費及び給付事業国庫補助金で3億44万6,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金3,000万円を増額補正してあります。

続いて、3ページ。歳出です。

3款2項児童福祉費は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で3億44万6,000円の増額補正。

7款1項商工費は、小規模事業者経営継続支援補助金3,000万円の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第75号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしを認めます。よって、議案第75号を予算審査特別委員会に付

託します。

---

### 日程第13. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の規定でございます。

今回の改正は、健康保険法施行令第36条に規定されている出産育児一時金の支給額が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、本条例で規定する出産育児一時金の支給額を健康保険法施行令の改正に合わせて、40万円4,000円から40万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、令和4年1月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託します。

ここで、お諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を予算審査特別委員会及び文教厚生委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時31分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

#### 日程第14. 議案第75号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億3,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億7,445万1,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、小規模事業者経営継続支援補助金の審査延長についての質疑があり、審査は地域振興課でしており、申込みが昨日までで49件、4,000万円となっていますので、申込みは12月20日までですが、6,500万になった時点で締め切りしますとの回答でした。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務文書についての質疑があり、12月23日に、児童手当支給世帯には一括で10万円を支給します。国からは来年、町に支給分が来ますので、町が一時その金額を充当します。支給世帯へは5万円支給の文書を送付していますので、10万円文書を作成・印刷して送付します、との回答でした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第75号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なし

と認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。

今回の改正は、健康保険法施行令第36条に規定されている、健康保険の被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の支給額が改正されたことに伴い、条例の支給額の規定を改正するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。須恵町国民健康保険条例第4条に、出産育児一時金について規定しており、現行の条文では被保険者が出産したときに、健康保険法施行令第36条の規定と同額の40万4,000円を世帯主に支給するとしています。健康保険法施行令第36条に定める支給額は、令和3年8月4日に40万8,000円に改正されたことに伴い、本条例の規定を改正後の条文どおり、出産育児一時金として40万8,000円を支給すると改正するものです。

この制度改革によって、出産に対して支給される出産育児一時金の内訳が見直されますが、支給される総額は維持されます。

2ページに戻ります。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

質疑として、産科医療補償制度1万6,000円が1万2,000円に変わった理由というのが説明されましたが、これは制度改革によるものです。保険料が変わることなく例年どおりの金額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成として可決しております。

以上です。

- 議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第76号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第76号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。議会運営委員会より議会運営及び長期欠席議員等の取扱いについて、総務建設産業委員会より防災の取組及び消防団組織について、文教厚生委員会より小中学校の学力向上の取組、新たな美術館の在り方について、広報特別委員会より議会広報の編集について、議員定数調査特別委員会より議員の定数に関する調査について。

以上、各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第17. 議員の派遣について

- 議長（松山 力弥） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

平松町長。

- 町長（平松 秀一） 一部答弁を保留しておりました一般質問についての発言の機会を求めます。

## 追加日程第1. 一般質問の一部答弁保留による町長の答弁について

○議長（松山 力弥） お諮りします。ただいま平松町長より、12月10日の一般質問において一部保留していました答弁について発言の許可が求められました。これを日程に追加し、追加日程第1として、町長の発言を許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一部保留していた一般質問の答弁について、日程を追加し追加日程第1として、町長の発言を許可することに決定しました。

追加日程第1、発言を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 最終本会議にお時間を取っていただきありがとうございます。

先の一般質問において、田ノ上総務建設産業委員長の一般質問で保留させていただいておりました来期町長選挙に対する出馬についてでございますが、地元後援会の会長並びに役員の方に御相談申し上げました。今まで行ってまいりました事業を御説明申し上げ、成果を上げつつあることを御理解いただいております。

あわせて、来年度以降における須恵町の課題や今後の展望を御説明申し上げ、かなりのボリュームで大規模事業に取り組まなければならないこと、この4年間で準備してきたことなどをお伝えし、特に次期ごみ処理施設が令和9年度末に迫っていることや、老朽化したし尿処理施設の方針決定など、我が町だけで解決するのではなく、篠栗町・粕屋町でスクラムを組み、志免町・宇美町を巻き込んだ一大事業であることを含め、須恵町独自のこれからの喫緊の課題が山積していることなどをお伝えしました。その結果、次期町長選挙に出馬し、支援していただいた町民の方々の期待に応えることが使命であるという言葉を受けました。

私も自分自身の気力・体力はまだ充実しており、また、今、町政から離れることは無責任であると判断し、力の限りこれからの懸案事業に取り組むべきだと判断いたしました。よって、来年実施される須恵町長選挙に立候補することを、この場を借りて御報告させていただきます。誠心誠意努めてまいりますので、御支援・御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○議長（松山 力弥） ただいま、町長より次期町長選への出馬表明がありました。これからも、須恵町が住んでよかったと実感できる町になることを望みます。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂

正は議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和3年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時46分閉会

---

## 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 10 番 猪谷 繁 幸

署名議員 11 番 田ノ上 真